

代わって税金を払う 第二次納税義務

納税義務者が税金を滞納したとき、税務署がその納税者の財産に滞納処分を行なってもその徴収すべき税額に不足する場合に、その納税者と一定の関係にある者が、納税者に代わって税金を納付する義務を第二次納税義務といいます。

□制度の内容

この制度は本来の納税義務者から税金の全部、または一部を徴収することが不可能と認められる場合に、その滞納者と人的・物的に特殊な関係にある者に、本来の納税義務による納税に代わる義務を負わせることによって、税金の徴収確保を図ることを目的とする制度です。

□本来の納税者と特殊な関係にある者とは

- ① 合名会社の社員、合資会社の無限責任社員
- ② 清算人の第二次納税義務

会社が解散した場合、その会社に課されるべき、または会社が納付すべき税金を納付しないで残余財産の分配をしたときは、清算人及びその残余財産の分配を受けた者が会社の滞納税金について第二次納税義務を負います。この場合、商法上清算終了の登記を完了していても、第二次納税義務は免除されません。

③ 同族会社の第二次納税義務

同族判定株主の所有する同族会社の株式が市場性を欠いているため、その株式から税金を徴収することが困難な場合は、その株式の価額の限度において、同族会社はその同族判定株主の滞納税金について第二次納税義務を負います。

④ 実質課税の原則により課税された場合

実質課税の原則により課税された者について滞納処分を行なっても、なお、納付税額に足りない場合は、収益が法律上帰属される者に第二次納税義務が課されます。

⑤ 共同的事業者の第二次納税義務

個人事業者である納税者と生計を一にする配偶者その他の親族で、その事業の遂行上欠くことのできない重要な財産を所有し、かつ、その財産から所得を受けている者等は、その滞納に

確定申告は早めに

- [医療費控除] 次のような費用は、医療費になりません。①容姿を美化し、容姿を変える等の目的で支払った整形手術の費用②健康増進や疾病予防等のための医薬品の購入費③特別な場合を除き、人間ドック等の健康診断のための費用④親族に支払う療養上の世話の費用⑤治療を受けるために直接必要としない近視、遠視のための眼鏡や補聴器等の購入費。



係わる税金について第二次納税義務を負います。

⑥ 事業譲受人の第二次納税義務

納税者がその親族等特殊関係者にその事業を譲渡し、譲受人が同一の場所で同一または類似の事業を営んだ場合は、その譲受財産を限度としてその納税者の事業に係わる滞納税金の第二次納税義務を負います。

⑦ 無償譲受人等の第二次納税義務

滞納者の税金について、滞納処分を行なっても、なお、納付税額に不足することが、納期限の1年前の日以後に滞納者が行なった無償または著しく低い価額の譲渡、債務の免除等に基因すると認められた場合は、その受けた利益の範囲で第二次納税義務を負います。

□具体的事例

会社が古くから所有していた土地建物が高額で売れました。そこで、会社を解散し、ほぼ譲渡益に相当する金額を役員、従業員の退職金として支給しました。その後税務調査があり、役員退職金の一部が高額であるとして修正申告させられました。しかし、もう会社には資金はなく税金は払えません。そこで、国税当局は、修正申告で加算した過大退職金を限度として、その受給者に第二次納税義務を課しました。訴訟をしましたが、結局敗訴しました。(⑦適用)